

事故発生の防止のための指針

特別養護老人ホーム
戸畑大谷園

(令和5年6月15日)

事故発生の防止のための指針

特別養護老人ホーム 戸畑大谷園

1 施設における介護事故の防止に関する 基本的考え方

当施設では、安全で質の高い介護サービスを提供するために、安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを行う。また、万が一介護事故が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うとともに、同じ事故を繰り返すことのないよう、組織全体で、安全を推進するために必要な研修や知識の習得に努める。

2 介護事故防止のための委員会、その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止等の取り組みにあたって「感染症・事故防止検討委員会」を設置する。

(1) 感染症・事故防止検討委員会の設置

施設内での介護事故等を未然に防止するとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応ができるよう、施設の安全管理体制の推進を目的として感染・事故防止検討委員会を設置する。

(2) 感染症・事故防止検討委員会の構成

感染症・事故防止検討委員会の構成メンバーは、「戸畑大谷園施設運営委員会構成」のとおりとする。しかし、「戸畑大谷園施設運営委員会構成」のメンバー以外で職員が必要な場合は、園長が指名する。

(3) 感染症・事故防止検討委員会の開催

3ヵ月に一度程度開催し、介護事故・ヒヤリハットの集計を行い、介護事故の未然防止、再発防止策の確認、検討を行う。重大事故発生等で必要な場合は、随時委員会を開催する。

(4) 感染症・事故防止検討委員会の役割

介護事故等の発生防止のため、マニュアル、アクシデントレポート（事故報告書）ヒヤリハット報告書等を整備するとともに内容の見直しを定期的に行う。

(5) 身体拘束廃止・虐待防止委員会等との連携

安全確保と身体拘束等は相反する場合があるため、身体拘束廃止・虐待防止委員会との綿密な連携を図る。また、必要に応じて、園長の判断で、合同委員会や研修会を開催する。

3 職員研修に関する基本方針

- (1) 事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、定期的な研修を年2回開催する。
- (2) 新規職員採用時に、事故発生防止の研修を行う。
- (3) その他、必要に応じ研修を行う。

4 介護事故等の報告方法等の介護に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

(1) 報告システムの確立 及び報告方法

- ・事故が発生した場合は「アクシデントレポート（事故報告書）」を速やかに作成する。報告書作成にあたっては、介護トータルシステム「寿」内の“アクシデントレポート”“ヒヤリハット”を用いる。報告書作成後は、情報を共有するため掲示板にあげる。

(2) 事故要因の分析及び対策の適正化の確認

- ・感染症・事故防止検討委員会は、事故原因を個人的因子もしくは環境的因子なのかを分析し、対策を検討し再発防止を図る。

(3) 事故状況等の周知徹底（対策の水平展開）

- ・事故分析等によって導き出された事故原因や事故対策については、全職員に周知徹底を図る。

5 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供するうえで事故が発生した場合、事故発生状況を確認し、当施設は、利用者に対し必要な処置を行い、必要に応じて医療機関を受診する。なお、夜間等で看護師が不在の場合は、夜間担当看護師へ速やかに連絡し指示をあおぐ。

(2) 関係者・関係機関への連絡・報告

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って、速やかに連絡を行う。また、必要に応じて保険者等に速やかに書面にて事故報告する。

(3) 損害賠償

事故の状況により、損害賠償や治療費等、必要が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険等で速やかに対応する。

6 当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、すべての職員や、利用者、ご家族がいつでも閲覧できるようにする。また、ホームページで公表する。

7 その他 介護事故等の発生の防止に推進のために必要な基本方針

- (1) 消防計画、災害時マニュアルの作成
- (2) 非常災害のための体制（自衛消防組織等）
- (3) 避難誘導訓練・消火訓練等の実施（年2回）
- (4) 避難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守点検
- (5) 非常用食料等の備蓄
- (6) 上記体制の周知のための職員教育